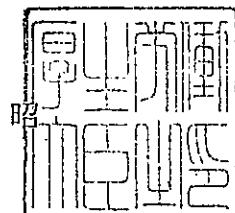


厚生労働省発食安0830第2号  
平成22年8月30日

薬事・食品衛生審議会  
会長 望月正隆 殿

厚生労働大臣 長妻



諮詢書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条及び第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

1. 5-エチル-2-メチルピリジンの添加物としての指定の可否について
2. 5-エチル-2-メチルピリジンの添加物としての使用基準及び成分規格の設定について



平成22年9月15日

薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会  
分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
添加物部会長 若林 敬二

食品添加物の指定等に関する薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会添加物部会報告について

平成22年8月30日付け厚生労働省発食安0830第2号をもって厚生労働大臣から諮問された、下記の事項について、当部会において審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

記

1. 5-エチル-2-メチルピリジンの添加物としての指定の可否について
2. 5-エチル-2-メチルピリジンの添加物としての使用基準及び成分規格の設定について

## 5-エチル-2-メチルピリジンの食品添加物の指定に関する部会報告書

今般の添加物としての新規指定並びに使用基準及び成分規格の設定の検討については、国際汎用添加物として指定の検討を進めている当該添加物について、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、添加物部会において審議を行い、以下の報告をとりまとめるものである。

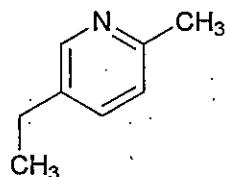
### 1. 品目名：5-エチル-2-メチルピリジン

5-Ethyl-2-methylpyridine

[CAS番号：104-90-5]

### 2. 構造式、分子式及び分子量

構造式：



分子式及び分子量：

C<sub>8</sub>H<sub>11</sub>N 121.18

### 3. 用途

香料

### 4. 概要及び諸外国での使用状況

5-エチル-2-メチルピリジンは、ウイスキー、チーズ等の食品中に存在し、また、えびの加熱調理により生成する成分である。欧米では、焼菓子、肉製品、朝食シリアル類、ナッツ製品、グレービーソース類、スープ類など様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されている。

### 5. 食品安全委員会における評価結果

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、平成 22 年 6 月 14 日付け厚生労働省発食安 0614 第 2 号により食品安全委員会にて意見を求めた 5-エチル-2-メチルピリジンに係る食品健康影響評価については、平成 22 年 6 月 29 日に開催された添加物専門調査会の議論を踏まえ、以下の評価結果が平成 22 年 8 月 26 日付け府食第 671 号で通知されている。

## 5-エチル-2-メチルピリジンの食品添加物の指定に関する部会報告書

今般の添加物としての新規指定並びに使用基準及び成分規格の設定の検討については、国際汎用添加物として指定の検討を進めている当該添加物について、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、添加物部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

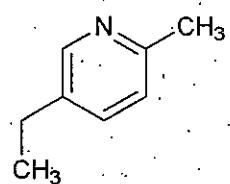
## 1. 品目名：5-エチル-2-メチルピリジン

5-Ethyl-2-methylpyridine

[CAS番号：104-90-5]

## 2. 構造式、分子式及び分子量

構造式：



分子式及び分子量：

C<sub>8</sub>H<sub>11</sub>N 121.18

## 3. 用途

香料

## 4. 概要及び諸外国での使用状況

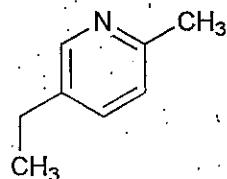
5-エチル-2-メチルピリジンは、ウイスキー、チーズ等の食品中に存在し、また、えびの加熱調理により生成する成分である。欧米では、焼菓子、肉製品、朝食シリアル類、ナッツ製品、グレービーソース類、スープ類など様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されている。

## 5. 食品安全委員会における評価結果

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基づき、平成22年6月14日付け厚生労働省発食安0614第2号により食品安全委員会にて意見を求めた5-エチル-2-メチルピリジンに係る食品健康影響評価については、平成22年6月29日に開催された添加物専門調査会の議論を踏まえ、以下の評価結果が平成22年8月26日付け府食第671号で通知されている。

5-エチル-2-メチルピリジン (案)

5-Ethyl-2-methylpyridine



C<sub>8</sub>H<sub>11</sub>N

分子量 121.18

5-Ethyl-2-methylpyridine [104-90-5]

含 量 本品は、5-エチル-2-メチルピリジン (C<sub>8</sub>H<sub>11</sub>N) 96.5 %以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

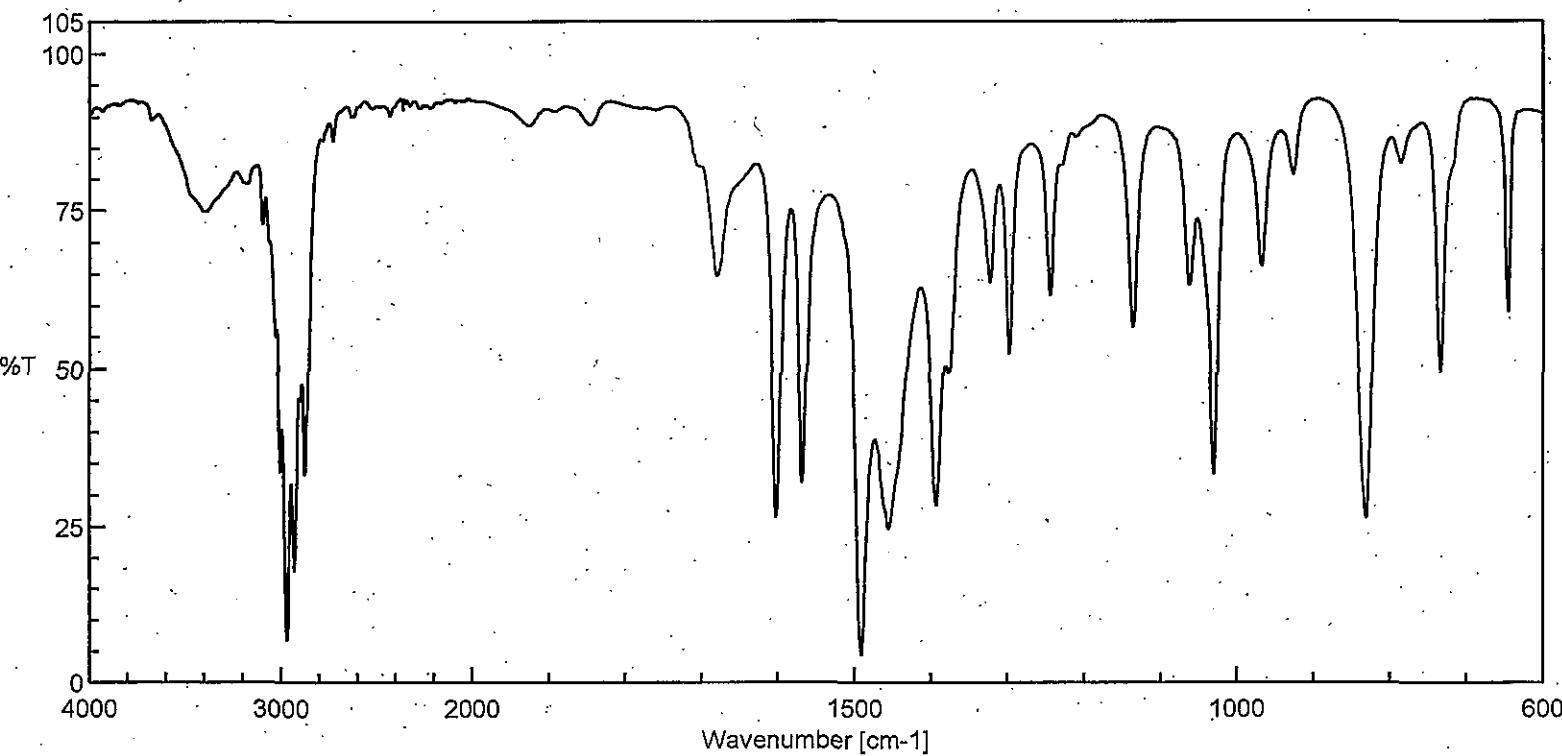
純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{20} = 1.495 \sim 1.502$

(2) 比重  $d_{25}^{25} = 0.917 \sim 0.923$

定量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。

5-エチル-2-メチルピリジン

参照赤外吸収スペクトル



## 5-エチル-2-メチルピリジンに係る成分規格等の設定根拠

## 含量

JECFA は「97%以上」を規格値としている。内閣府食品安全委員会で安全性評価が行われた際に毒性試験（復帰突然変異試験、染色体異常試験、小核試験、90 日間反復投与毒性試験）で用いられた試料（製品規格 96%以上、実測値 97.2%）の同等品で欧米で香料として市販されている試薬（製品規格 96%以上）を新たに入手し、8 社で分析を行ったところ、96.6%となつた機関があり、また平均値は 96.9%であった。JECFA の規格は満たしているものの、小数第 1 位までを有効数字とすると、規格から外れることになる。そこで、本規格案では、国際整合性を考慮して JECFA 規格と同水準の規格値とするが、JECFA 規格値の有効数字、他の添加物の規格値との整合性を考慮して小数第 1 位までを有効数字とし、「96.5%以上」とした。

## 性状

JECFA は「無色の液体；鋭く突き刺すような芳香族的臭気」を規格としている。本品は特有の香気を持つが、香気は人により必ずしも同一に感ずるとは限らないことから、本規格案では「無色透明な液体で、特有のにおいがある。」とした。

## 確認試験

JECFA では 5-エチル-2-メチルピリジンの確認試験に核磁気共鳴分光法(NMR)を採用しているが、香料業界及び香料を利用する食品加工メーカーにおいて NMR 装置は広く普及しておらず、測定環境に実務上問題がある。我が国では、これまで指定された香料については IR を確認試験法として採用しており、実際に NMR、質量分析(MS)で 5-エチル-2-メチルピリジンと確認できた物質の IR スペクトルについては、独立行政法人産業技術総合研究所等により公開されている IR スペクトルとの同一性が確認されていることから、本規格案では IR を採用することとした。

## 純度試験

- (1) 屈折率 JECFA は「1.495～1.502 (20°C)」としている。本規格案では国際整合性を考慮して JECFA が規格値としている「 $n_D^{20} = 1.495 \sim 1.502$ 」を採用した。
- (2) 比重 JECFA は「0.917～0.923 (25°C/25°C)」としている。本規格案では国際整合性を考慮して JECFA が規格値としている「 $d_{25}^{25} = 0.917 \sim 0.923$ 」を採用した。

## 定量法

JECFA は GC 法により含量測定を行っている。また、香料業界及び香料を利用する食品加工メーカーにおいても GC 装置が広く普及しており、測定機器を含めた測定環境に実務上問題は無いことから本規格案でも GC 法を採用することとした。

本品は、沸点が 150°C 以上(172～175°C)のため、香料試験法の 9. 香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。

JECFA では設定されているが、本規格では採用しなかった項目

#### 酸価

JECFA は「1 以下」を規格値にしている。しかしながら本品は塩基性物質であることから酸価の設定は無意味と考えられることから、採用しないこととした。

#### 溶解性

JECFA は、「溶解性：水、油脂にわずかに溶ける」、「エタノールへの溶解性：溶ける」としている。しかしながら、本規格案では IR による確認試験、純度試験として屈折率・比重、含量を規定しており、「溶解性」の必要性は低いため、採用しないこととした。

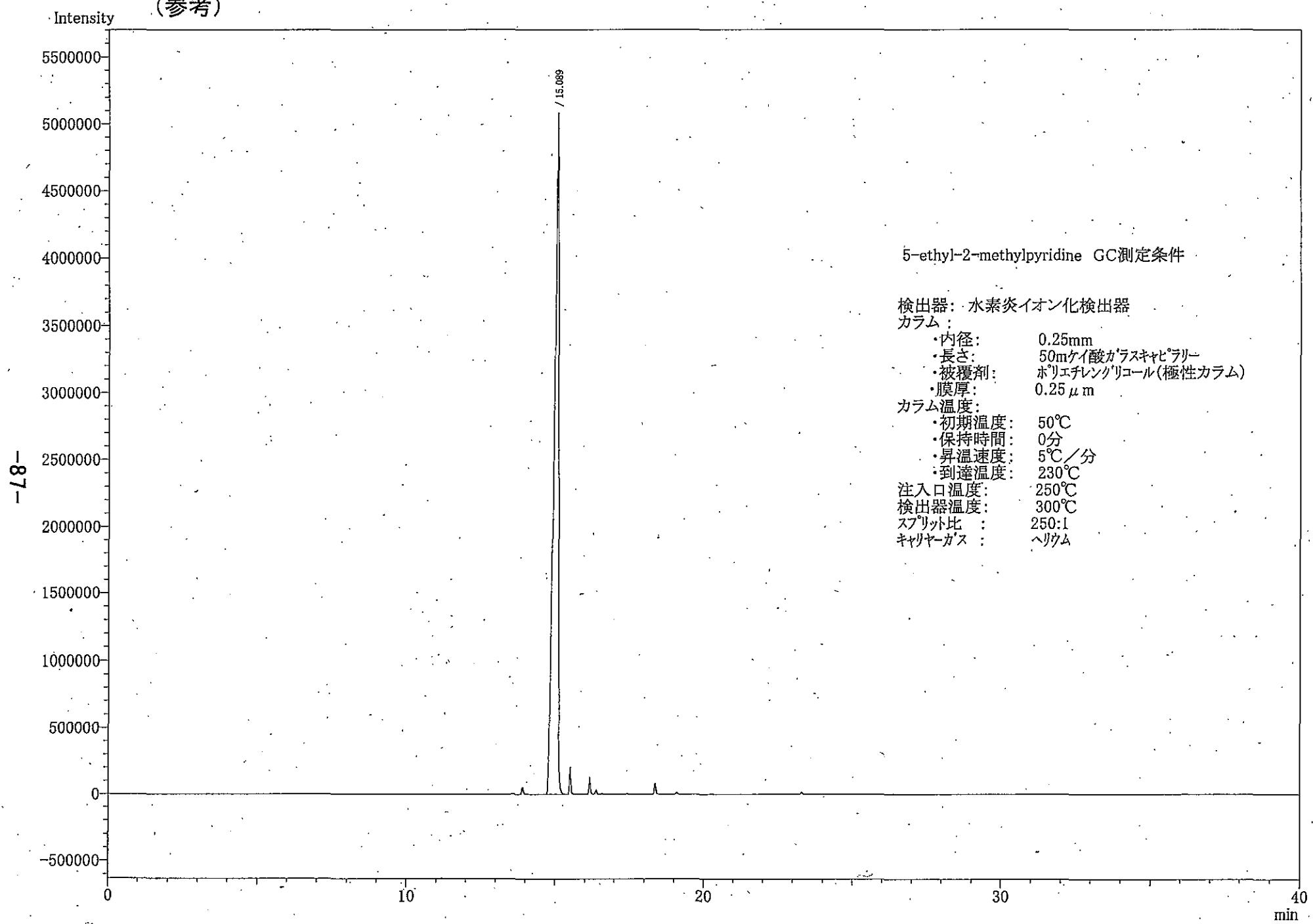
#### 沸点

沸点の規格を JECFA は「172～175°C」としている。一般に、香料化合物は、加熱分解臭をつけないように減圧精密蒸留により一定の範囲の留分を得たものであり、その品質管理は GC 法により実施されるため、沸点は必ずしも香料化合物の品質規格管理項目として重要ではないと考えられることから、本規格案では沸点に係る規格を採用しないこととした。

香料「5-エチル-2-メチルピリジン」の規格対比表

	規格案	JECFA	
含量	96.5%以上	97%以上	
性状	本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。	無色の液体；鋭く突き刺すような芳香族的臭気	
確認試験	IR法(参照スペクトル法)	NMR法(参照スペクトル法)	
純度試験	屈折率 比重 酸価	1.495～1.502(20°C) 0.917～0.923(25/25°C) (設定せず)	1.495～1.502(20°C) 0.917～0.923(25/25°C) 1
溶解性	(設定せず)	水、油脂にわずかに溶け、エタノールには溶ける。	
沸点	(設定せず)	172～175°C	
定量法	GC法(1)	GC法	

(参考)



(参考)

これまでの経緯

平成22年6月14日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに添加物の指定に係る食品健康影響評価について依頼
平成22年6月17日	第336回食品安全委員会(依頼事項説明)
平成22年6月29日	第86回食品安全委員会添加物専門調査会
平成22年7月22日 ~平成22年8月20日	第341回食品安全委員会(報告) 食品安全委員会における国民からの意見聴取
平成22年8月26日	第345回食品安全委員会(報告) 食品安全委員会より食品健康影響評価が通知
平成22年8月30日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成22年9月9日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会

[委員]

氏名	所属
井手 速雄	東邦大学薬学部教授
井部 明広	東京都健康安全研究センター食品化学部長
小川 久美子	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター 病理部第三室長
鎌田 洋一	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部第四室長
河村 葉子	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部長
北田 善三	畿央大学健康科学部教授
佐藤 恒子	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第一室長
堀江 正一	大妻女子大学家政学部食物学科食安全学教室教授
山内 明子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部本部長
山川 隆	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
山崎 壮	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第二室長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科教授
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
若林 敬二	静岡県立大学食品栄養科学部客員教授

※部会長

答申（案）

1. 5-エチル-2-メチルピリジンについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 5-エチル-2-メチルピリジンの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適當である。

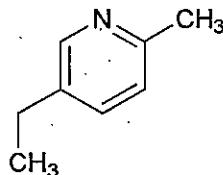
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

5-エチル-2-メチルピリジン

5-Ethyl-2-methylpyridine



C<sub>8</sub>H<sub>11</sub>N

分子量 121.18

5-Ethyl-2-methylpyridine [104-90-5]

含 量 本品は、5-エチル-2-メチルピリジン (C<sub>8</sub>H<sub>11</sub>N) 96.5 %以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

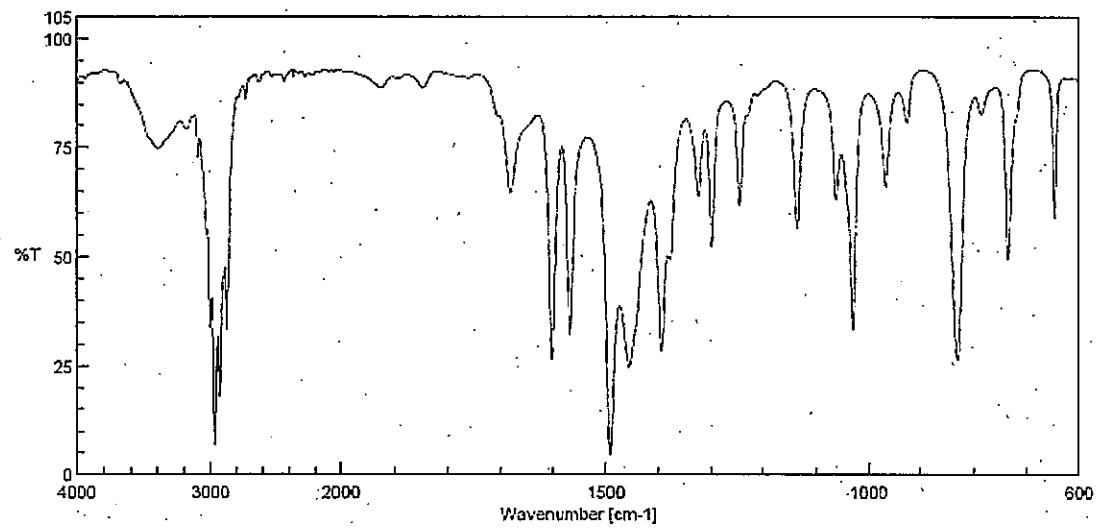
純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{20} = 1.495 \sim 1.502$

(2) 比重  $d_{25}^{25} = 0.917 \sim 0.923$

定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。

参照赤外吸収スペクトル

5-エチル-2-メチルピリジン



大

府食第671号

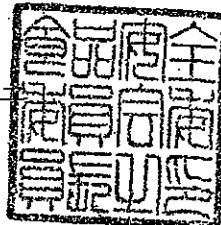
平成22年8月26日

厚生労働大臣

長妻 昭 殿

食品安全委員会

委員長 小泉 直子



食品健康影響評価の結果の通知について

平成22年6月14日付け厚生労働省発食安0614第2号をもって貴省から当委員会に意見を求められた5-エチル-2-メチルピリジンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

5-エチル-2-メチルピリジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。

# 添加物評価書

5-エチル-2-メチルピリジン

2010年8月

食品安全委員会

## 目次

	頁
○審議の経緯	2
○食品安全委員会委員名簿	2
○食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿	2
要 約	3
I. 評価対象品目の概要	4
1. 用途	4
2. 主成分の名称	4
3. 分子式	4
4. 分子量	4
5. 構造式	4
6. 評価要請の経緯	4
II. 安全性に係る知見の概要	4
1. 反復投与毒性	4
2. 発がん性	5
3. 生殖発生毒性	5
4. 遺伝毒性	6
(1) 微生物を用いる復帰突然変異試験	6
(2) ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験	6
(3) げっ歯類を用いる小核試験	7
5. その他	7
6. 摂取量の推定	7
7. 安全マージンの算出	7
8. 構造クラスに基づく評価	7
9. JECFAにおける評価	7
III. 食品健康影響評価	8
<別紙：香料構造クラス分類（5-エチル-2-メチルピリジン）>	9
<参照>	10

<審議の経緯>

2010年 6月 15日 厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安 0614 第 2 号）、関係書類の接受

2010年 6月 17日 第 336 回食品安全委員会（要請事項説明）

2010年 6月 29日 第 86 回添加物専門調査会

2010年 7月 22日 第 341 回食品安全委員会（報告）

2010年 7月 22日 から2010年8月 20 日まで 国民からの御意見・情報の募集

2010年 8月 24日 添加物専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告

2010年 8月 26日 第 345 回食品安全委員会（報告）  
(同日付け厚生労働大臣に通知)

<食品安全委員会委員名簿>

小泉 直子（委員長）  
見上 彪（委員長代理）  
長尾 拓  
野村 一正  
畠江 敬子  
廣瀬 雅雄  
村田 容常

<食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿>

今井田 克己（座長）  
山添 康（座長代理）  
石塚 真由美  
伊藤 清美  
井上 和秀  
梅村 隆志  
江馬 真  
久保田 紀久枝  
塙本 徹哉  
頭金 正博  
中江 大  
林 真  
三森 国敏  
森田 明美  
山田 雅巳

## 要 約

添加物（香料）「5-エチル-2-メチルピリジン」（CAS番号：104-90-5（5-エチル-2-メチルピリジンとして））について、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施した。

評価に用いた試験成績は、反復投与毒性、生殖発生毒性及び遺伝毒性に関するものである。

添加物（香料）「5-エチル-2-メチルピリジン」には、少なくとも香料として用いられる低用量域では、生体にとって特段問題となる毒性はないものと考えられる。また、食品安全委員会として、国際的に汎用されている香料の我が国における安全性評価法により、構造クラスIIに分類され、安全マージン（20,000,000～40,000,000）は短期間の反復投与毒性試験の適切な安全マージンとされる1,000を上回り、かつ、想定される推定摂取量（0.04～0.1 µg/人/日）が構造クラスIIの摂取許容値（540 µg/人/日）を下回ることを確認した。

添加物（香料）「5-エチル-2-メチルピリジン」は、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。

## I. 評価対象品目の概要

### 1. 用途

香料

### 2. 主成分の名称

和名：5-エチル-2-メチルピリジン

英名：5-Ethyl-2-methylpyridine

CAS番号：104-90-5 (参照1)

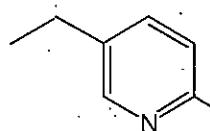
### 3. 分子式

C<sub>8</sub>H<sub>11</sub>N (参照1)

### 4. 分子量

121.18 (参照2)

### 5. 構造式



(参照1)

### 6. 評価要請の経緯

5-エチル-2-メチルピリジンは、ウイスキー、チーズ等の食品中に存在し、また、えびの加熱調理により生成する成分である(参照3、4)。添加物(香料)「5-エチル-2-メチルピリジン」は、欧米において、焼菓子、肉製品、朝食シリアル類、ナッツ製品、グレービーソース類、スープ類等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されている(参照1)。

厚生労働省は、2002年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での了承事項に従い、①JECFA (Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、②米国及びEU(欧州連合)諸国等で使用が広く認められていて国際的に必要性が高いと考えられる食品添加物については、企業等からの指定要請を待つことなく、主体的に指定に向けた検討を開始する方針を示している。今般、添加物(香料)「5-エチル-2-メチルピリジン」について評価資料が取りまとめられたことから、食品安全基本法に基づき、食品健康影響評価が食品安全委員会に依頼されたものである。

なお、香料については、厚生労働省は「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について」(平成8年3月22日衛化第29号厚生省生活衛生局長通知)にはよらず「国際的に汎用されている香料の安全性評価の方法について」に基づき資料の整理を行っている。(参照5)

## II. 安全性に係る知見の概要

### 1. 反復投与毒性

5週齢のSDラット(各群雌雄各10匹)に添加物(香料)「5-エチル-2-メチル

「ピリジン」(0、0.03、0.3、3 mg/kg 体重/日)を90日間強制経口投与(胃内挿管)した。その結果、一般状態、体重、摂餌量、血液学的検査、血液生化学的検査、尿検査、眼科学的検査、器官重量並びに剖検及び病理組織学的検査において、被験物質の投与に関連した変化はみられなかった。試験担当者は、NOAELを本試験での最高用量である3 mg/kg 体重/日としている。(参照6、7、8)

食品安全委員会としても、本試験におけるNOAELを、本試験での最高用量である3 mg/kg 体重/日と評価した。

OECD(経済協力開発機構)のSIAR(Screening Information Data Set) initial assessment report:スクリーニング用情報データセット初期評価報告書)における引用によれば、SDラットに5-エチル-2-メチルピリジン(0、30、95、300 mg/kg 体重/日)を28日間強制経口投与(胃内挿管)した試験(OECD TG407)が実施されている。その結果、体重については、300 mg/kg 体重/日投与群において摂餌量の低値を伴う体重増加抑制が認められた。血液生化学的検査については、95 mg/kg 体重/日投与群においていくつかのパラメータで正常値からの軽微な逸脱がみられ、300 mg/kg 体重/日投与群において尿素窒素、クレアチニン及びASTの高値が認められた。器官重量については、95 mg/kg 体重/日投与群において肝臓の絶対重量の高値、300 mg/kg 体重/日投与群において肝臓及び腎臓の相対重量の高値が認められた。剖検及び病理組織学的検査については、95 mg/kg 体重/日以上の投与群の雄に硝子滴腎症が認められた。以上より、SIARでは、NOAELは30 mg/kg 体重/日とされている。(参照9)

食品安全委員会としても、本試験におけるNOAELを30 mg/kg 体重/日と評価した。

食品安全委員会としては、試験の期間は短いものの、90日間反復投与毒性試験におけるNOAEL(最高用量)を上回る28日間反復投与毒性試験におけるNOAELを、安全マージンの算出において参考することとした。

## 2. 発がん性

評価要請者は、5-エチル-2-メチルピリジンについて、発がん性試験は行われておらず、国際機関等(IARC(International Agency for Research on Cancer)、ECB(European Chemicals Bureau)、EPA(Environmental Protection Agency)及びNTP(National Toxicology Program))による発がん性評価も行われていないとしている。(参照2)

## 3. 生殖発生毒性

SIARにおける引用によれば、SDラットに5-エチル-2-メチルピリジン(0、30、95、300 mg/kg 体重/日)を雄には交配前15日間及び交配期間を含む計7週間、雌には交配前15日間、交配期間及び妊娠期間を含め哺育4日までの期間、強制経口投与(胃内挿管)した簡易生殖発生毒性試験(OECD TG421)が実施されている。

親動物の一般状態については、全ての投与群において被験物質投与後の流涎の増加がみられ、特に95 mg/kg 体重/日以上の投与群において顕著であった。また、300 mg/kg 体重/日投与群において投与2~4週に被験物質投与後の体温低下及び異常呼吸がみられた。さらに、被験物質投与後に運動失調、腹這い位等の徵候を示し、瀕死状態となつたため屠殺された300 mg/kg 体重/日投与群の雄2例については、剖

検の結果、消化管内容物の減少・脱水、肝臓の小葉像明瞭、精巣、精巣上体、前立腺及び精囊の重量の低値がみられたほか、精巣上体に精子肉芽腫がみられた。SIARでは、当該死亡は被験物質の投与に関連した変化と推察されている。親動物の体重については、300 mg/kg 体重/日投与群の雄、95 mg/kg 体重/日以上の投与群の妊娠中の雌に増加抑制が認められ、300 mg/kg 体重/日投与群の哺育中の雌に低値がみられた。親動物の病理組織学的検査について、被験物質の投与に関連した変化は認められていない。発情周期に被験物質の投与による影響は認められなかった。300 mg/kg 体重/日投与群の雌雄 1 組を除く全ての動物は初回発情周期に交尾し、全ての雌動物が妊娠した。妊娠期間については、いずれの雌動物においても正常の範囲内であった。30 mg/kg 体重/日投与群の雌 1 例及び 300 mg/kg 体重/日投与群の雌 3 例に、全胚/胎児死亡がみられた。これらの雌動物には乳腺不全がみられた。300 mg/kg 体重/日投与群の雌 2 例では、肝臓の変化、小脾臓及び腎臓の白色部位が観察された。

30 及び 95 mg/kg 体重/日投与群では、着床数、児の出生前の生存及び発育、出生後の児数及び生存率、性比、生後 1 日の児体重並びに生後 4 日までの児体重増加に被験物質投与の影響は認められなかった。300 mg/kg 体重/日投与群の児動物については、生後 1 日体重及び生後 4 日までの体重増加の低値並びに生存率の低下がみられた。また、児動物の剖検に被験物質の投与に関連した変化は認められなかつた。

以上より、SIAR では、親動物に対する NOAEL は雄で 95 mg/kg 体重/日、雌で 30 mg/kg 体重/日、胎児に対する NOAEL は 95 mg/kg 体重/日とされている。(参照 9)

食品安全委員会としては、30 mg/kg 体重/日投与群の親動物にみられた流涎については、被験物質の苦味によって起きた可能性を否定できず、これを直ちに毒性によるものとみなすことはできないものと考えた。また、30 mg/kg 体重/日投与群の親動物雌にみられた全胚/胎児死亡及び乳腺不全については、1 例のみにみられたものであり、被験物質の投与に関連したものではないものと考えた。したがって、親動物に対する NOAEL を雄で 95 mg/kg 体重/日、雌で 30 mg/kg 体重/日、胎児に対する NOAEL を 95 mg/kg 体重/日と評価した。

#### 4. 遺伝毒性

##### (1) 微生物を用いる復帰突然変異試験

SIAR における引用によれば、5-エチル-2-メチルピリジンについての細菌 (*Salmonella typhimurium* TA98、TA100、TA1535、TA1537、TA1538) を用いた復帰突然変異試験(最高用量 5 mg/plate) (OECD TG471) が実施されており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性の結果であったとされている。(参照 9)

##### (2) ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験

SIAR における引用によれば、5-エチル-2-メチルピリジンについてのヒト初代培養リンパ球を用いた 2 つの染色体異常試験(最高用量 0.4 mg/mL (3.3 mM)) (OECD TG473) では、いずれも代謝活性化系非存在下で陰性の結果であったとされている。(参照 9)

また、SIAR において、5-エチル-2-メチルピリジンについてのヒト初代培養リンパ球を用いた染色体異常試験(最高用量 5 mg/mL (41 mM)) (OECD TG473)

では、代謝活性化系存在下で陰性の結果であったが、代謝活性化系非存在下では陽性の結果であったとされている。(参照 9)

### (3) げつ歯類を用いる小核試験

SIARにおける引用によれば、5-エチル-2-メチルピリジンについての CD-1 マウスへの単回強制経口投与による *in vivo* 小核試験(最高用量 625 mg/kg 体重)(OECD TG474)では、陰性の結果であったとされている。(参照 9)

以上の結果から、ほ乳類培養細胞を用いた染色体異常試験では代謝活性化系非存在下で陽性の結果が報告されているが、SIARで引用されているその他の2つの試験では陰性の結果が報告されており、陽性結果の再現性が得られていない。また、細菌を用いた復帰突然変異試験で陰性であり、かつ、高用量まで実施された小核試験でも陰性の結果が報告されていることから、添加物(香料)「5-エチル-2-メチルピリジン」には、少なくとも香料として用いられる低用量域では、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないものと考えられた。

## 5. その他

評価要請者は、5-エチル-2-メチルピリジンについて、内分泌かく乱性に関する試験は行われていないとしている。(参照 2)

## 6. 摂取量の推定

添加物(香料)「5-エチル-2-メチルピリジン」の香料としての年間使用量の全量を人口の 10%が消費していると仮定する JECFA の PCTT(Per Capita intake Times Ten)法による 1982 年の米国及び 1995 年の欧州における一人一日あたりの推定摂取量は、それぞれ 0.1 µg 及び 0.04 µg である(参照 1、10)。正確には指定後の追跡調査による確認が必要と考えられるが、既に指定されている香料物質の我が国と欧米の推定摂取量が同程度との情報があることから(参照 11)、我が国での本品目の推定摂取量は、およそ 0.04 µg から 0.1 µg の範囲になると推定される。

## 7. 安全マージンの算出

28 日間反復投与毒性試験及び生殖発生毒性試験(親動物雌)における NOAEL 30 mg/kg 体重/日と、想定される推定摂取量(0.04~0.1 µg/人/日)を体重 50 kg で割ることで算出される推定摂取量(0.0000008~0.000002 mg/kg 体重/日)とを比較し、安全マージン 20,000,000~40,000,000 が得られる。

## 8. 構造クラスに基づく評価

5-エチル-2-メチルピリジンは構造クラス II に分類される。本物質が属するピリジン誘導体に関しては、アルキル側鎖が酸化を受けて極性の高い代謝物となり、抱合体となって尿中に排泄されると考えられている。(参照 10、12)

## 9. JECFAにおける評価

JECFA は、添加物(香料)「5-エチル-2-メチルピリジン」をピリジン、ピロール及びキノリン誘導体のグループとして評価し、推定摂取量は、構造クラス II の摂取許容値(540 µg/人/日)を下回るため、本品目は、現状の摂取レベルにおいて安全性上の懸念をもたらすものではないとしている。(参照 10)

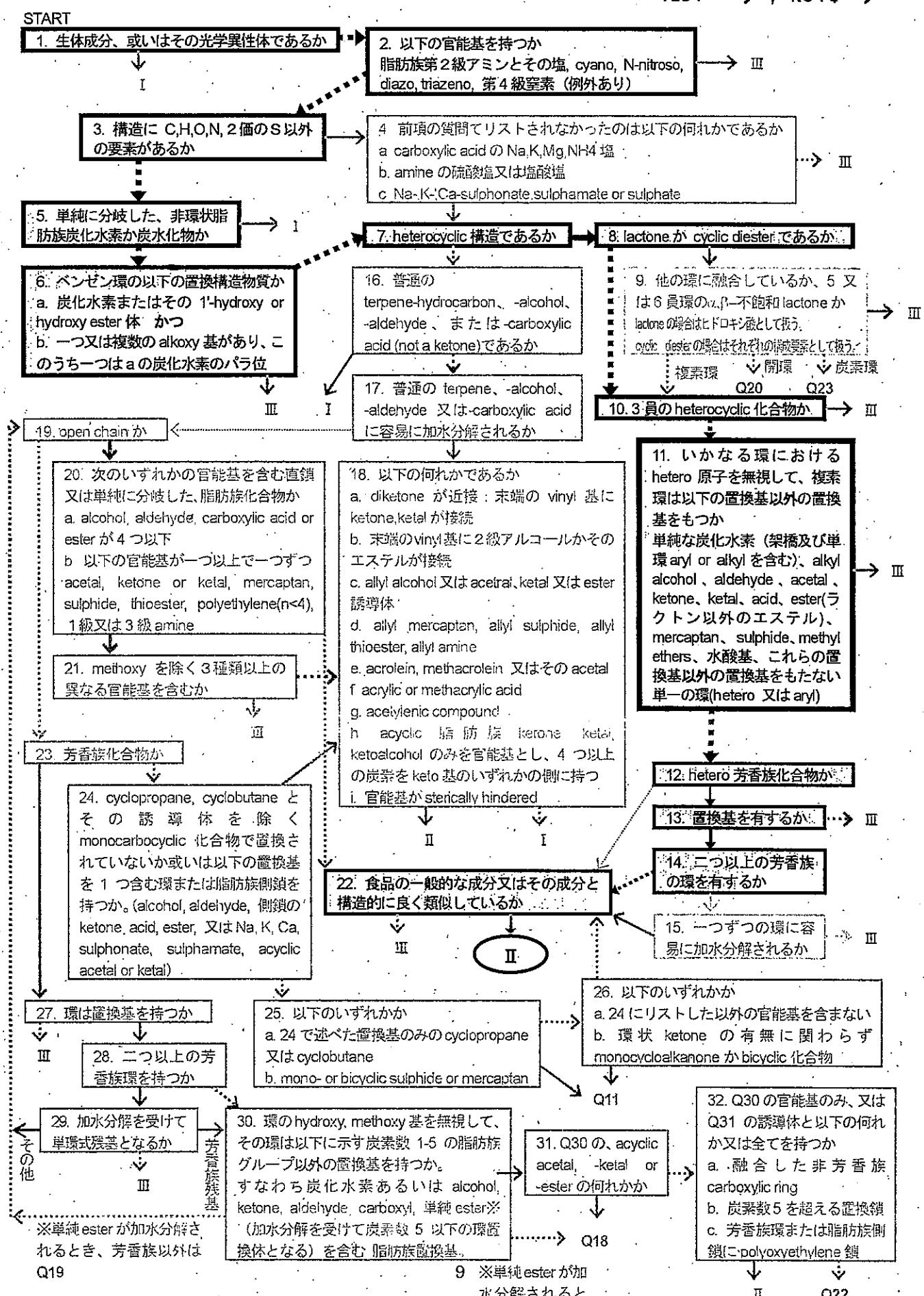
### III. 食品健康影響評価

添加物(香料)「5-エチル-2-メチルピリジン」には、少なくとも香料として用いられる低用量域では、生体にとって特段問題となる毒性はないものと考えられる。また、食品安全委員会として、国際的に汎用されている香料の我が国における安全性評価法(参照5)により、構造クラスIIに分類され、安全マージン(20,000,000~40,000,000)は短期間の反復投与毒性試験の適切な安全マージンとされる1,000を上回り、かつ、想定される推定摂取量(0.04~0.1 µg/人/日)が構造クラスIIの摂取許容値(540 µg/人/日)を下回ることを確認した。

添加物(香料)「5-エチル-2-メチルピリジン」は、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。

## 香料構造クラス分類 (5-エチル-2-メチルピリジン)

YES :  → ; NO :  →



＜参考＞

- 1 RIFM (Research Institute for Fragrance Materials, Inc.)-FEMA (Flavor and Extract Manufacturers' Association) database (website accessed in Jun. 2010).  
(未公表)
- 2 5-エチル-2-メチルピリジンの概要 (要請者作成資料)
- 3 Nijssen LM, van Ingen-Visscher CA and Donders JJH (ed.), VCF volatile compounds in food; database version 12.1, TNO (Nederlandse Organisatie voor Toegepast Naturwestenschappelijk Onderzoek), the Netherlands (website accessed in Jun. 2010). (未公表)
- 4 Qian M and Reineccius G: Identification of aroma compounds in Parmigiano-Reggiano cheese by gas chromatography/olfactometry. J Dairy Sci 2002; 85: 1362-9
- 5 香料安全性評価法検討会, 国際的に汎用されている香料の安全性評価の方法について (最終報告・再訂正版) (平成 15 年 11 月 4 日).
- 6 (株)ボゾリサーチセンター, 平成 18 年度食品・添加物等規格基準に関する試験検査等 国際的に汎用されている添加物(香料)の指定に向けた試験 ラットによる 5-エチル-2-メチルピリジンの 90 日間反復強制経口投与毒性試験 (厚生労働省委託試験). 2007
- 7 Sigma-Aldrich, Certificate of analysis (product name, 5-ethyl-2-methylpyridine, 97+%; product number, W354600-SPEC; lot number, 19111TR).
- 8 被験物質 5-エチル-2-メチルピリジンの確認結果 (要請者作成資料)
- 9 OECD and UNEP Chemicals (ed.), 5-Ethyl-2-picoline, CAS No: 104-90-5 (SIDS initial assessment report for SIAM 3, Williamsburg, Virginia, 13-16 February 1995), UNEP Publications.  
参考 : <http://www.chem.unep.ch/irptc/sids/OECDSDS/104905.pdf>
- 10 WHO, Food additives series: 54, safety evaluation of certain food additives, pyridine, pyrrole and quinoline derivatives (report of 63rd JECFA meeting (2004)).  
参考 : <http://www.inchem.org/documents/jecfa/jecmono/v54je01.pdf>
- 11 新村嘉也 (日本香料工業会) : 平成 14 年度厚生労働科学研究報告書「食品用香料及び天然添加物の化学的安全性確保に関する研究 (日本における食品香料化合物の使用量実態調査)」報告書
- 12 5-エチル-2-メチルピリジンの構造クラス (要請者作成資料)